

UP 長崎島原 12 2019

Line up

- 1面 「社員を守るルール」が会社を守る時代
- 2面 令和元(平成31)年分所得税の確定申告
- 3面 長崎新聞社様主催「セカンドライフ&終活フェア」に出店してきました！
希望が丘高等特別支援学校 現場実習実施報告
- 4面 セミナーご案内・税務カレンダー
- 特別編1面 ハローワークのシステムが変わります！
- 特別編2-4面 住民税 電子納付体験記
勤怠管理システムのご案内

2019年も今月までとなりましたが、今年は日本にとって平成から令和へと時代が変わる節目の年となりました。近年には無かった譲位という形で5月1日に今上天皇が第126代天皇に即位され、対外的に即位を宣言される即位礼正殿の儀が10月22日に行われました。

「社員を守るルール」が会社を守る時代

この即位礼正殿の儀と同日に行われる予定だった祝賀御列の儀、いわゆる即位パレードが11月10日に延期となりましたが、その原因は10月12日に上陸した台風19号でした。この台風19号では全国で100名近い方が亡くなり、8万戸を超える住宅が浸水等の被害を受けました。その前の8月末には九州北部も大雨に見舞われ、大きな被害を出したことは記憶に新しいと思います。地球温暖化の影響でしょうか、近年、日本は毎年のように大型台風や大雨災害に見舞われているように感じます。気象に限らずとも、2016年の熊本地震、そして2011年の東日本大震災といった地震リスクは日本にいる限り逃れられないものです。

天災は忘れた頃にやってくる、と言いますが、確率は低くとも被災は経営の大きなリスクとなりますので、何らかの備えは必要です。最近、複数の大手生命保険会社が長崎市内の拠点を「第二本社」と位置づけ、非常時に本社機能を代行できる体制を取るようになりました。災害などの非常時に備えた業務継続計画(BCP)の一環として、東京が大震災に遭っても影響を受けず、元々地震が少ない長崎の地理的要因が評価され、本社機能のバックアップ拠点として選ばれたようです。

このように大企業はBCPに真剣に取り組んでいますが、中小企業で損害保険以外に「災害への備え」をしているところは少ないと思います。実際問題として、大企業のように本社機能を代行できる人材や設備を他に用意しておく、といったことは人材面からもコスト面からも困難でしょう。

しかし、これだけ災害が多い日本ですし、社員への安全配慮義務も強く求められる時代です。今年の台風19号やその後の21号の際は、出勤に対する会社の対応がインターネットで槍玉に上がっており、昔はよくあった「前日のうちから会社の近くのホテルに泊まる」はブラック企業、「気を付けて出社して」と通知するのも出社前提なのでアウト、「各自の判断で出社」も責任転嫁でブラックに限りなく近いグレー、と責められています。災害時の対応を誤ると、思わぬ批判を受ける可能性があります。大企業のBCPほど大げさではなくとも、災害時の基本

的な対応ルールは、安全配慮義務に反する(と言われてしまう)対応をしないためにも、災害時に迅速に対応するためにも、作っておいたほうがいいと思います。

ちなみに弊社も災害への備えは大して無いのですが、一応、非常時の対応として以下のようなルールや制度を制定しています。

- ・社員が緊急時に受信できるメールアドレス(プライベートや携帯電話のメールアドレス)の事前収集と、非常時に一斉発信するシステムの構築
- ・台風時は、暴風圏内では出社やお客様への訪問などの移動を禁止
- ・雪の場合は、ルート上に積雪があれば出社やお客様訪問などの移動禁止
- ・インフルエンザは本人が罹患したら熱が下がった2日後まで出社禁止、家族の罹患が判明したら在宅勤務

本当に大したものはないのですが、以前はこのルールすら決めていなかったため、非常時の連絡に時間もかかりましたし、台風や積雪時に社員が「仕事を休む」という判断がしにくかったと思います。簡単なルールでも、決めておけば社員が安心して休むことができますので、ありそうな事態についてはルールを決めておいては如何でしょうか。

来年は東京オリンピックが開催されます。ラグビーワールドカップでは、日本を訪れた多くの外国人の皆さんが日本を楽しんだようですので、オリンピックではさらに多くの方に楽しい思い出を作っていただきたいですね。

2019年はお世話になりました。2020年もアップパートナーズグループを何卒、よろしくお願いいたします。皆様、良いお年をお迎えください。



長崎オフィス 所長
内田 佳伯

令和元(平成31)年分所得税の確定申告

島原オフィス 所長
長崎オフィス 税務相談室 室長
社員税理士 内田 尚生

皆様、こんにちは！

最近の気候は、夏と冬の期間が長くなり春と秋が短くなっていることがデータで立証されているそうです。確かに暑い暑いと思っていたら、あっという間に寒くなった気がします。今年も残り僅かですが、体調にはご注意ください。

毎年この時期、12月号は確定申告に関する話題をお届けしています。今回は、①住宅ローン控除の特例、②空き家の3千万円控除の拡充、③仮想通貨に係る所得計算、④提出不要書類についてお伝えします。

①個人が令和元年10月～令和2年12月までの間に、消費税率10%の居住用の住宅を取得等した場合、控除期間が10年⇒13年に延長されています。延長期間の控除額は以下の何れか少ない金額です(納税額によっては一部または全額控除できないことがあります)。

- イ 住宅借入金等の年末残高(上限 4,000万円) × 1%
ロ (住宅取得等の額－当該費用に含まれる消費税額) × 2% (10－8%) ÷ 3 (11～13年目)

なお、直系尊属から住宅取得資金の贈与にかかる贈与税非課税の特例の適用を受けている場合は、住宅取得等の額から贈与を受けた金額を控除して計算します。

②空き家対策として一定の要件を満たす場合、譲渡所得から3千万円を控除する特例について、31年4月以降の譲渡は要件が緩和されています。改正前は被相続人が当該家屋に居住している必要がありましたが、老人ホーム等に入居していた場合も、要介護認定を受けていた、退去時は家屋に戻るなど行き来がある、他の者の居住や貸付・事業に使用されたことがないことを要件として、同控除が認められるようになりました。

③一時期に比して随分下火になりましたが、仮想通貨取引に係る所得は原則「雑所得」として取り扱われます。取得価格の計算方法は、総平均法または移動平均法(要届出)の何れかによります。

具体的な計算は、国税庁HPを参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/kakuteishinkokukankei/kasoutuka/index.htm>

④申告書に添付または提示が必要とされていた書類が不要となっていますが、電子申告で申告している方は、今までとあまり変わるところはありません。

例)・給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
・上場株式配当等の支払調書
・特定口座年間取引報告書
・相続財産に係る譲渡所得等の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類(租税特別措置法39条、取得費加算)

また、6月から返礼品が寄付金額の上限3割に制限されましたが、「ふるさと納税」は使い勝手のよい制度です。実質負担が2千円となる寄附の上限額について、インターネットで簡易なシミュレーションができますので、利用したことがない方は是非ご検討ください。

毎年共通していることは、前年申告書の確認と早めの資料の準備です。必要な資料を漏れなく準備・整理し、早めに弊社担当者へお渡しいただくことで、正確かつ早期に申告書作成と納税額の確認が可能になります。1月中に資料を揃え、1月後半から2月初旬に資料を預けるというスケジュールを目途として、確定申告へのご協力をお願い致します。

長崎新聞社様主催「セカンドライフ&終活フェアに出店してきました」

昨年に続いて、2回目の出店だったのですが、生前対策から相続税まで一括して財産の相談に対応できるのは弊社だけで、開始と同時にすぐにブースがいっぱいになりました。「贈与証書を作成したので確認してほしい」「前妻との間の子供には絶対に財産を渡したくないのだがどうしたらいいか」「遺言書の作り方を教えてほしい」「私が持っている土地はいくらの評価額になるか」等々、色々な相談をいただきました。相続に対して前向きに捉え、真剣に向き合っている方がとても多かったです。

今後ますます高齢化が進んでいき、介護や認知症の問題から家族のあり方そのものまで、複雑に変化していく時代の中で、生前対策の必要性が高まっています。相続税申告業務数も長崎税務署管内トップクラスを誇る税理士法人アップパートナーズですが、その申告作業の中で、円満に先祖の財産をしっかりと繋いでいくご家族もあ

れば、残念ながら骨肉の争いを繰り返し、一家離散となってしまうご家族もいらっしゃいます。円滑な相続には生前対策が必須なのです。漠然とした不安を抱えている方がいらっしゃれば、是非一度私達にご相談いただければと思います。



(一社)相続手続支援センター センター長
(一社)昇継 専務理事
税理士法人アップパートナーズ 長崎オフィス 課長
貞松 威穂
(M&Aシニアエキスパート、相続診断士)

希望が丘高等特別支援学校 現場実習実施報告

株式会社内田会計事務所
総務部 部長 IT支援課 課長
内野 敦史

長崎県立希望が丘高等特別支援学校の2年生を受け入れ、11月18日から3週間、現場実習を行いました。

こちらの学校では知的障害のある生徒が職業的社会的自立を目指し、学んでいます。昨年度から流通サービス科等を創設し、パソコン、電卓、事務作業、商品管理等、企業の事務・物流に関する仕事を学んでいます。弊社に現場実習の相談があり、今回受け入れることになりました。Excelへの入力、コピー、スキャン等、熱心に取り組んでいました。

3週間で別れるのはとても寂しいですが、これからの人生において少しでも役に立ったと思って頂ければ幸いです。これからも社会貢献の一環として、機会があれば受け入れて行きたいと考えています。

学校には、生活サービス科(清掃・ハウスクリーニング等)、環境デザイン科(農芸、木工)のコースもあります。先生をご紹介しますので、興味を持っていただけたら、弊社(担当:内野・池山)までご連絡下さい。



2019.12

2020.1

UP¹²
2019

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10 ★1	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
冬季休業期間						

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
冬季休業期間						
5	6 ★2	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

セミナーのご案内

株式会社 内田会計事務所 主催
医業経営セミナー

テーマ 「2020年診療報酬改定の最新情報を解説」

日 時 令和2年3月22日(日) 13:30～16:30

場 所 長崎県総合福祉センター 講座室(長崎市茂里町 3-24)

講 師 酒井 麻由美 先生(株式会社リンクアップラボ 代表取締役 医業経営コンサルタント)

受講料 5,000 円(税込) (アップパートナーズグループのお客様は資料代 1,000円(税込))

定 員 50名(1法人2名様まで)

【税務calendar】

▶ 給与所得の年末調整

【調整の時期】 本年最後の給与の支払をするとき

▶ 給与所得者の保険料控除・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出

【提出期限】 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

▶ 固定資産税第3期分の納付

【納期限】 12月中の市町村の条例で定める日

▶ 納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付(令和元年6月～11月分) ★1

【納期限】 12月10日(火)

▶ 10月決算法人の確定申告 ★2

【申告期限】 令和2年1月6日(月)

▶ 4月決算法人の中間申告 ★2

【申告期限】 令和2年1月6日(月)

アップパートナーズグループのご案内



■ 税理士法人 アップパートナーズ

【福岡本部】 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九勸筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】 〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号
TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064 (業務時間外) FAX: 095-862-8885

■ 一般社団法人 相続手続支援センター

【島原オフィス】 〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556

■ 一般社団法人 昇継

【佐賀中央オフィス】 〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島 2-2-9
TEL: 0952-33-7501 FAX: 0952-33-7511

■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀)

【佐賀伊万里オフィス】 〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783

■ 株式会社 菅村経営(福岡・佐賀)

【佐世保オフィス】 〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199

■ 株式会社 forte ONE

【北九州オフィス】 〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022

■ 司法書士法人ハートトラスト

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索